

令和5年10月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和5年10月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和5年10月25日（水） 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
9月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議
案件なし

日程第5 協議・報告事項

- (1) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について
- (2) 長浜市保育所、認定こども園等整備事業費補助金交付要綱の一部改正について
- (3) 令和5年長浜市議会9月定例会月議会代表質問及び一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和5年11月教育委員会定例会開催日程 11月16日（木） 午前10時00分～

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、本市関係要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

要綱における補助対象事業を定める別表中「保育所等における業務効率化推進事業」の項に規定する補助金基準額等を国に準じて改正を行う。

第3 施行期日

令和5年9月13日（令和5年度補助金から適用）

○長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額	事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額
(略)				(略)			
(10)	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和4年度第2次補正予算分）実施要綱（令和5年2月10日発0210第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき実施する事業	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、備品購入費等	令和5年度（令和4年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）の国庫補助について（令和5年7月14日こ成事第356号子ども家庭庁長官通知）の令和5年度（令和4年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）交付要綱別表に定める基準額に4分の3（嵩上げ対象となる場合は5分の4）を乗じた額を限度とし、予算で定める額とする。	(10)	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）実施要綱（平成30年2月22日発0222第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき実施する事業	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）実施要綱（平成30年2月22日発0222第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき実施する事業	保育業務支援システム導入経費につき、1か所当たり1,000,000円を限度とし、予算で定める額とする。
(略)				(略)			

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育所、認定こども園等整備事業費補助金交付要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

補助対象事業者の施設整備にかかる適正な工期を確保するため、補助金交付決定前の事前着工ができるよう本市関係要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

- (1) 事前着手にかかる事業計画書の提出および内示にかかる規定を新たに追加する。
【第1条、第3条及び第4条の改正関係】
- (2) 国及び県補助要綱の改正に伴い所要の改正を行う。
【第5条の改正関係】

第3 施行期日

令和5年9月13日（令和5年度補助金から適用）

○長浜市保育所、認定こども園等整備事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(令和5年8月22日付けこ成事第466号。以下「国要綱」という。)に基づき、保育所、認定こども園等を整備する事業を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則(平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象事業は、国要綱に規定する対象事業とする。</p> <p>(補助金の額及び補助率)</p> <p>第4条 補助金の額は、国要綱に定める金額を限度とする。</p> <p>2 補助率は、国要綱に定める補助率を適用する。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設予定地の現況写真</p> <p>(2) 利用定員の推移を示す書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 交付申請は、事業に着手する前日までに行うものとする。</p> <p>3 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、補助対象としない。ただし、市長が認めた</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、令和元年度保育所等整備交付金交付要綱(令和元年6月6日付け厚生労働省発子0606第1号。以下「国要綱」という。)、<u>滋賀県子育て支援環境緊急整備事業費補助金交付要綱(平成21年4月1日付け滋子青第1105号。以下「県要綱」という。)</u>及び滋賀県認定こども園施設整備費補助金交付要綱(平成27年5月21日付け滋子青第1590号。以下「県認定要綱」という。)に基づき、保育所、認定こども園等を整備する事業を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則(平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象事業は、<u>国要綱、県要綱及び県認定要綱</u>に規定する対象事業とする。</p> <p>(補助金の額及び補助率)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>国要綱又は県要綱</u>に規定する交付対象事業については、<u>国要綱又は県要綱</u>に定める金額を、<u>県認定要綱</u>に規定する交付対象事業については、<u>同要綱</u>に定める金額を限度とする。</p> <p>2 補助率は、<u>国要綱又は県要綱</u>に規定する交付対象事業については、<u>国要綱又は県要綱</u>に定める補助率を、<u>県認定要綱</u>に規定する交付対象事業については、<u>同要綱</u>に定める補助率を適用する。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設予定地の現況写真</p> <p>(2) 利用定員の推移を示す書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 交付申請は、事業に着手する前日までに行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の適用を受けようとする者は、就学前教育・保育施設整備交付金の交付内示の日以後から事業に着手するまでの間に長浜市保育所、認定こども園等整備事業計画協議書（別記様式。次項において「事業計画協議書」という。）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 市長は、事業計画協議書の提出があったときは、内容を審査し、補助事業として適当と認められた場合は、補助金の額の内示を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第6条～第8条 略</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年9月13日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。</p>	<p>第6条～第8条 略</p>

令和5年長浜市議会9月定例会月議会代表質問及び一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆代表質問

質問者	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当課
鋒山 紀子	不登校の子どもを支援していくうえで、不登校の子ども「保護者会」は、非常に大きな役割を果たしている。その保護者を支援していくことが重要であるが、現状は行政からの支援はなく、保護者が自主的に設けているなど、地域によってあり方は様々である。「COCOLOプラン」にあるような、保護者であれば自由に参加できる「保護者の会」を設置し、保護者を支援していくことが必要と考えるが、見解を問う。	<p>現在、各校においては、登校しづらい児童生徒の保護者と、機会があるたびに情報を共有したり、悩みを聞いたりして、保護者が一人で思いを抱え込まないように支援している。</p> <p>また、「学校には相談しにくい」という保護者には、長浜市教育センターいわゆる「COCOLO プラン」で言う、教育支援センターを紹介し、学校や関係機関と一緒に支援していけるようサポートしている。</p> <p>さらに、保護者の不安を和らげられるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援も行っている。</p> <p>「保護者の会」の設置については、市には、自主的な会が組織されており、すでに連携を図っているところである。</p>	教育長	教育指導課
鋒山 紀子	不登校の児童生徒は一人ひとり状況が大きく異なり、丁寧な指導を行うためには、多様な学びの場の確保が重要であると考え。 「COCOLOプラン」では、教室へ行きづらくなった児童生徒が、落ち着いて学習ができる「スペシャルサポートルーム」等を設置することが示されて	<p>各校において、教室へ入りづらくなった児童生徒が、落ち着いて学習できる場として、本人・保護者の要望があれば、学校の実状に応じて、空き教室や保健室を利用した学びの場を提供している。その中では、児童生徒一人一人が学習する内容などを自分で決め、自分のリズムやペースで学んでいる。</p> <p>また、今後は、新しい学びの場として、社会的自立に向けて独自のカリキュラムで学習する「不登校特例校」、いわゆる「学びの多様化学校」の設置についても研究していきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課

	いるが、学びの場の確保についての見解を問う。			
	(再問) 学びの場の確保について、学校には通わず基本的に家庭で学習をするスタイルで、ホームスクールという考え方がある。ホームスクールが学びの場としての選択肢の一つにあるが、見解を問う。	児童生徒一人一台の端末があり、それを活用して、オンラインでの授業やオンデマンドでの授業、A I 型ドリル (Qubena) を用いての支援など、様々な形で家庭にいても学習が進められるような工夫を各校で行っている。	教育長	教育指導課
鋒山 紀子	教室だけでなく学校に行きづらくなった児童生徒が、自宅や教育支援センターに配信されるオンライン指導で学べるよう、体制整備も確立すべきであると考え。本市での指導体制の現状と今後について、見解を問う。	本市では、各校、学校の実情に応じて、一人一台端末を積極的に使用しながら、学校と家庭を繋いだオンライン授業や、課題・学習動画・授業の板書写真の配信、担任と不登校児童生徒とのメッセージ交換による交流、A I 型ドリル (Qubena) を活用した個別最適な学習などの支援をしている。 また、長浜市教育センターでは、常設として浅井に2か所、高月に1か所、サテライト教室として木之本・湖北・旧長浜にそれぞれ1か所の合計6か所、「こどもサポートルーム」を設置し、全ての場所において、希望される児童生徒・保護者には、オンラインを活用した支援ができるよう整備している。 今後も、不登校児童生徒・保護者に寄り添った、きめ細やかな支援を目指し、オンラインで指導が受けられる体制整備を積極的に進めていく。	教育長	教育指導課
	(再問) オンラインでの学習や教育センターでの学習が、学習成果として評価されて高校進学を支援することにつながっているのか、見解を問う。	不登校になっている児童生徒は非常にデリケートであり、勉強一辺倒にいくわけでもない。本人の要望に応じて、入試に向けた対策もしていく。また、出席日数についても校長の許可があれば、教育センター等での学習も出席とし、入試の書類で報告している。これまで行ってきたことの成果は少なからず出ている。	教育長	教育指導課

◆個人質問

質問者	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当課
岩川 信子	認可保育所に入所することができるかどうかは「点数」により決まるのが、一般的と認識しているが、長浜市において、入所を希望する保護者に対し、前もってシミュレーションができるなど、知ることができる機会があるのか問う。	本市では、毎年、保育所の申込みに関する手続きなどを記載したガイドブックを作成し、希望者へお渡ししている。そのガイドブックの中に、点数表（長浜市保育の必要性の認定基準表）を掲載しており、保護者は自身の家庭状況に応じたシミュレーションができる。 令和6年度申込のためのガイドブックは、すでに、各園や幼児課、くらし窓口課において配布を始めており、市ホームページにも掲載するなど、広くご覧いただくことができるように努めている。	教育部 長	幼児課
	（再問）インターネットによるシミュレーションはできないのか。	検討課題ではあるが、項目数も10項目程度であり点数化は可能と認識している。今後、他市事例も研究していく。	教育部 長	幼児課
岩川 信子	非定型的保育サービスとして、主な理由に仕事、学習、免許・資格取得、また、緊急保育サービスとしての主な理由に出産、通院、治療、看護、冠婚葬祭、引っ越しがあげられている。非定型的保育サービスは、6ヶ月を期間として月に14日以内、緊急保育サービスにおいては、月毎に14日以内という条件となっているが、出産、通院、治療、看護は、この条件では、日数条件が足りないように思うが、当局としての考えを問う。	非定型的保育サービス及び緊急保育サービスについては、あくまでも一時的な預かりサービスであるため、現在のところ日数などの見直しは考えていない。 保育所の利用要件には、出産や疾病、看護なども含まれているため、より多くの日数が必要な場合は、保育所への申込みも検討いただける。 ただし、保育所の待機児童の解消が達成できていないのも事実であり、保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、受入れ人数の拡充に向けて、保育人材の確保対策や民間園との協議など、課題解決に向けて取組みを進めているところである。	教育部 長	幼児課
	（再問）里帰り出産で最大2か月利用できる	公立園では見直しは行っていないが、民間園での預かり保育では日数制限がないため、まずは民	教育部 長	幼児課

	市もある。このような他市での取組みについて本市でも取り入れてほしいが、当局の考えを問う。	間園を案内することとなる。ただし、先ほども申しあげたが、保育人材が不足していると実施ができないことについては理解をお願いしたい。		
岩川 信子	一般的に本市に住所を有する方の保育所への入所が優先的な条件であることは理解している。しかし、米原市や彦根市等、近隣の地域の方々が、長浜市内に勤務している場合は、長浜市の保育所に入所を希望されていても、現在ではマイナス20点という厳しい点数配分となっており、入所が難しいと認識している。女性活躍の推進を応援している長浜市として働く女性にとってこのような不利な状況について、どのようにお考えか問う。	市外居住者が本市内の園を申し込む場合には、これまでは減点措置を行っていたが、本市内事業所へ勤めている場合などの事情があり、本市内の園を希望する方々に対する支援として、令和6年度からは、市内市外を問わずに同等に入所調整を行うこととし、すでにガイドブックにも掲載している。ただし、同点の場合は、市内居住者優先となる。 今後も、保育の必要性が高い保護者が、安心して保育所を利用できるよう、引き続き検討を進めていく。	教育部 長	幼児課
鬼頭 明男	(長浜市通学用ヘルメット助成事業補助金)についての市民協働部長の答弁を受けての再問 令和4年度は小中学校合わせて740人にヘルメット購入を補助しているが、児童生徒全員を対象にする予定はないか。児童生徒約9,000人のうち補助対象が740人では少ないのではな	補助金要綱により自転車通学をしている生徒や旧町から徒歩通学にヘルメットを使用している児童生徒を対象に補助金を交付している。体験学習等で臨時に自転車を使用する場合は、学校所有のヘルメットを貸し出し対応しているため、補助金対象を拡大する予定はない。 毎年9,000人がヘルメットを持っていないというわけではなく、新たに入学した児童生徒のヘルメット購入に対して補助金を交付しているため、既にヘルメットを持っている児童生徒もいる。	教育部 長	すこやか教育推進課

	いか。			
鬼頭 明男	平成30年第4回定例会及び令和3年12月定例会において、各学校において、2018年文部科学省からの「児童生徒の携行品に係る配慮について」の通知以前から、ランドセルの重さ軽減の工夫はしてきたと答弁され、身体への影響や心の不調を訴えるケースは見られず、大きな問題とは認識していないとの答弁であった。しかしながら、まだまだ重いのが現実ではないかと思うが、「ランドセルの重さ」の認識について、市の見解を問う。	これまでから、各学校の実情に応じて、カバンが重くならないように工夫している。 近年は、教科書や補助教材を持ち帰らずに済むよう、タブレット端末を利用した家庭学習を工夫し、児童の負担軽減に取り組んでいる。	教育部 長	教育指導 課
鬼頭 明男	(再問) ランドセルの重さについての認識を再度問う。ランドセルと荷物を合わせた重さについて、どれくらいが適当と考えているのか。重いものを持つことで体が鍛えられ、精神修行になるという声もあり、勤勉・我慢・努力を美德とする意識が残っているが、見解を問う。	(反問) ランドセルの重さというのは、個人によって感じ方がバラバラである。重さについての基準を明確にしていきたい。	教育部 長	教育指導 課
鬼頭 明男	(反問に対する回答) 香港では、ランドセルと荷物を合わせた重さは、体重の10%以内として推奨されている。	現在、委員会が承知していることに、アメリカの小児学会において、体重の10%~20%が適当であるという指針がある。このことについて、2022年に改定があり、10%~15%が適当であるという指針が示された。子どものランドセルの重さが、4kg	教育部 長	教育指導 課

	例えば、小学1年生だと平均体重 24kg に対し、ランドセルの重さは 2.4kg となる。しかし、実際に量ったところランドセルの重さは 4.8 キロあり、約 20% の重さと言える。こう考えて、質問している。	を超えていることから、1年生については、20%以上の重さという比もある。そういった部分に対してはタブレットを活用し、なるべく不要な持ち帰りをしなくても済むように工夫を積み重ねている。重さの認識については、この基準でいくと重いと認識している。		
鬼頭 明男	文部科学省からの「児童生徒の携行品に係る工夫例」にあるとおり、長浜市では、工夫されていると思うが、さらなる負担軽減に向けての見解を問う。	先にお答えしたように、負担軽減についてはタブレットを使用した学習や、教科書等を教室に置いて帰ることも推奨しながら取り組んでいる。 引き続き、各学校で行われている良い事例を収集し、これらの取組の情報共有を図る。 あわせて、背中に背負うものについては、調整が大切である。背中の上部に空間ができると腰に負担がかかるため、体に合うよう、かばんを調整する必要があるため、今後も指導を続けていく。	教育部長	教育指導課
	(再問)先にお話ししたように、香港では通学かばんの重さは体重の 10%以内を推奨する事例がある。教育部長は、アメリカの事例で 10～15%と言われたが、現在、水筒などを含めるとかばんの重さは約 5kg あり、大人の体重で計算すれば 15～19kg を背負って通学することになる。重いかばんを背負って学校に行きたくないと思っている児童もいるのではないかと思う。学校には楽しく通学してほしいが、良い事例があれば問う。	持ち帰るものについては、通常、月曜日の登校と金曜日の下校時が重くなる。 先を見据え、分散して持ち帰る、家庭学習で使わないものは学校に置いておく、タブレットの写真機能を活用し、教科書を写すなどといった工夫に取り組んでいる。それらをより推進したい。	教育部長	教育指導課
矢守 昭男	長浜市では小学生児童の学校給食を所得制限無く無償提供	学校給食の味の調査については、令和4年12月議会で矢守議員の質問にお答えしたとおり、毎年度6月に小学校及び義務教育学校の5年生と、中	教育部長	すこやか教育推進課

	<p>されており大変ありがたいが、必要なカロリーと共に美味しい給食を提供してほしいと多くの保護者から意見をお聞きする。そこで一度立ち止まり学校給食が美味しいか美味しくないかの実態調査や、外部委託のアドバイザーと栄養士が連携して、子ども達にとって思い出に残る美味しい学校給食となるようリサーチや取組についての考えを問う。</p>	<p>学校2年生及び義務教育学校8年生を対象に実施している。</p> <p>給食の味について、「おいしい」及び「まあまあおいしい」との回答が75.1%あり、「普通」という回答を合わせると、93.2%の子どもが給食の味に満足している結果となっており、この結果については、昨年より0.4%上昇している。</p> <p>本年6月には、保護者を対象にした試食会でアンケート調査を実施したところ「すごく美味しかったです」「子どもたちがこんなおいしい給食を毎日食べられてありがたいです」といった意見が多数を占めた結果であった。</p> <p>また、保護者や学校・園の先生方に参加いただき毎月開催している「おいしい給食推進会議」での貴重な意見や提案は、献立の内容や味の改善にできる限り反映している。</p> <p>今後についても、子ども達や保護者、委託業者の声を聞きながら、栄養バランスに配慮した安全安心で、美味しく思い出に残る給食の提供に努めたいと考えている。</p> <p>なお、議員の発言の中に必要なカロリーと共にとあるが、給食を提供するものとしては学校給食摂取基準においてしっかり提供しており必要なカロリーは満たしていると認識している。</p>		
<p>村山 さおり</p>	<p>個別施設計画において、小中学校に関して「現時点から5年以内に複式学級になると見込まれる場合は統廃合を含めた学校再編を検討します。」とあるが、すでに複式学級になっている学校はどれだけあるのかを含め、今日の現状を問う。</p>	<p>令和5年度において複式学級の編制対象になっている学校は、高時小学校、伊香具小学校、田根小学校の3校である。内訳としては、高時小学校で2年生と3年生、それから5年生と6年生、伊香具小学校で5年生と6年生、田根小学校で5年生と6年生が複式学級の編制対象になっている。</p> <p>この3校においては、県の複式改善加配により教員が1名ずつ配置され、複式学級の解消が図られており、これにより実際に複式学級が編制されているのは、高時小学校の2年生と3年生を合わせた1クラスだけである。</p> <p>現在、教育委員会としては、対象となる地域について保護者、地域の方との意見交換会を実施し、今後の学校のあり方について協議を進めているところである。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育改革 推進室</p>
	<p>(再問) クラスの人数が一桁の学級に在籍し</p>	<p>これまでの統合でもそのような傾向が強いが、我々としては学校で学ぶお子さんのことを第一に</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育改革 推進室</p>

	<p>ているお子さんの保護者から、自分たち保護者は統合を望んでいるが、地域の高齢の方などが反発しておられ、なかなか進まないと聞いている。</p> <p>それが誰のための反対なのかはわからないが今の、そしてこれからの子どもたちの利益を最優先に考えていただき、市はしっかりと覚悟をもって進めていくべきであると思うがどうか。</p>	<p>と考え、現在行動しているところである。</p> <p>また、先程の杉本英一議員の質問に対し市長が述べたように、検討委員会を来年から立ち上げる。これについては、長浜市全体のそれぞれの学校の在り方を検討していただく会議とする予定である。こうしたところでも今後の方向性について検討いただき、それを受け、我々としても統合の実現に向けて対応していきたい。</p>		
村山さおり	<p>長浜市には、長浜社会福祉協議会と市民活動をされている方とで作成された、学校以外の場を紹介する「不登校／ひきこもり サポートブック」がある。これは、各学校に配布されているが、学校に行けない子やその保護者へ、この冊子を紹介しているのか。また、このサポートブックで紹介されている場を運営しておられる機関との連携はどのようにされているか問う。</p>	<p>「不登校／ひきこもり サポートブック」は、令和4年3月に各校へ数冊ずつ配布し、必要な保護者へ紹介するよう周知をしている。また、教育委員会、長浜市教育センターにも設置し、「学校へ行きづらい、学校以外の場を知りたい」と相談にこられる保護者に紹介をしている。</p> <p>昨年度、「子どもが不登校になり、ひきこもっている」とご相談にこられた保護者に「サポートブック」を渡したところ、掲載されている施設に電話され、通うことができたという話を聞いている。</p> <p>「サポートブック」に紹介されている民間施設等との連携については、昨年度発足された「長浜市フリースクール等連絡協議会」に、教育委員会からは要請に応じて指導主事が参加し、情報交換をしている。</p> <p>各校においては、施設での様子を施設の方や保護者からお聞きしている。</p> <p>今後も、子どもの社会的自立に向けて、学校・保護者・関係機関との連携を図っていく。</p>	教育長	教育指導課
村山さおり	<p>別室登校やタブレットによる在宅での授業などの実施状況に、地域や学校によって差はあるのか、その実態を問う。</p>	<p>市内のどの学校でも、オンライン授業ができる環境を整え、感染症による学級閉鎖の時など、タブレットを使った学習ができるようにしている。</p> <p>不登校児童生徒に対しても、本人や保護者の思いを聞きながら個別に対応をしており、令和4年度は、約2割の不登校児童生徒に対してオンライ</p>	教育長	教育指導課

		<p>ン授業を実施した。今年度についても、これまでのところ、教室に入りにくい児童生徒 58 名にオンライン授業を行っている。</p> <p>実施状況については、学校間で若干の差があるが、そのような学校においても、授業後の黒板の写真を配信したり、AI 型ドリル（キュービナ）を使ったりして学習保障をしている。</p> <p>別室登校についても、どの学校も、必要に応じて空き教室や保健室を活用して支援を行っている。一部、Wi-Fi 環境が整っていないことで、教室とつないだオンライン授業に対応できない学校もあるため、Wi-Fi 環境が整うように検討しているところである。</p>		
	<p>（再問）児童生徒数が多く、空き教室がない学校は、別室の確保が難しいと聞いているが、改善はできないか。</p>	<p>常設していない学校では難しい。教室に入りにくいお子さんも、同じ場所で学習ができるように別室を確保していくことが必要であると考えている。学校の実情を確認しながら、検討していきたい。</p>	教育長	教育指導課
村山さおり	<p>現在、様々な価値観や性の認識が存在することに鑑み、服装や学校行事を見直す時期ではないかと考える。毎日、長時間を過ごす学校生活の役割は大きいと思うが、子どもたちの多様性が尊重されるような、学校での対応について考えを問う。</p>	<p>現在、市内小中学校、義務教育学校においては、時代の変化や性の多様性に鑑みながら子どもたちの個性が尊重されるように対応をしている。</p> <p>中学校の制服については、どの学校も、これまでの学生服とセーラー服にブレザータイプを追加し、また、スカートかズボンを選択できるように見直しを行った。</p> <p>また、施設面においても、「多目的トイレ」を設置して、身体に障がいがある・なしに関わらず、誰もが使用できるようにするなど、子どもたちの多様性への対応を進めている。</p> <p>さらに、人権学習の一環として、性の多様性についての学習の時間をもつとともに、教職員も研修会等を通じて、理解を図っているところである。</p> <p>当事者の思いを大切にしながら、引き続き、対応を見直していく。</p> <p>学校行事に関しては、どの学校も単に前例を踏襲するのではなく、積極的に内容の精選を図っている。児童生徒が主体となって行事の企画や運営を行い、活躍できる機会を大切にしながら、引き続き、よりよい学校行事のあり方を検討していく。</p>	教育長	教育指導課
	<p>（再問）時期によって体操服での登下校な</p>	<p>特に服装などの指針を出すなどはしていないが、各学校ではすでに LGBTQ を含めて多様性に対</p>	教育長	教育指導課

	ど、各学校での判断に任せていると思うが、教育委員会として指針を示しているのか。	応しており、子どもにはできるだけ負担のないように学校で配慮しており、各学校で判断できていると考えている。		
村山さおり	滋賀県では、2013年度から1クラス35人までとされているが、10年の間に生徒や教師を取り巻く環境は大きく変化している。教師の心と身体を守るためにも、1クラスの人数をさらに減らすべきと考えるが、どのような考えか問う。	1クラスの人数は法律により定められているが、滋賀県では、これまでから、県独自に「35人学級制」を導入していた。 国においても、2021年の法律改正により、「35人学級」に向けた人的整備が段階的に進められており、このことは教員が健康で生き生きと働くための負担軽減の一助となっている。 義務教育の学校における学級の人数については、法律によって決まっているため、国においてしっかりと議論をし、方向性を示すものと考えている。	教育長	教育指導課
	(再問)先生方は、授業だけでなく、教室を出ていく子の対応や個々の保護者対応など、常に時間に追われている。多世帯同居の時代から核家族、両親共働きの時代へ、大人も子どもも心にゆとりがないように感じるが、国や県の基準に合わせるだけでなく、市独自で考えることはできないか。	市教育委員会としては、各校の状況に応じて、学習指導に関わる指導員や子どもたちに寄り添う支援員の配置を行いながら、教員の負担軽減に努めている。	教育長	教育指導課